

焼津市告示第174号

令和6年度焼津さかなセンター新規出店支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月25日

焼津市長 中野 弘道

令和6年度焼津さかなセンター新規出店支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、焼津さかなセンターの活性化を図り、地場産業の振興及び魚食普及に寄与するため、焼津さかなセンターにおいて新規出店する者（出店に伴い店舗改修事業を実施する者を含む。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 焼津さかなセンターに所在する店舗であって、令和6年4月1日現在使用されていないものをいう。
- (2) 店舗改修事業 自らが開始する事業の用に供するために必要となる空き店舗の内装の改修等を行う事業をいう。
- (3) 所有者 株式会社焼津水産振興センターをいう。
- (4) 入居者 所有者との賃貸借契約により空き店舗を賃借している者をいう。
- (5) 入居予定者 空き店舗に係る賃貸借契約を締結していないが、賃貸に係る所有者の同意が書面により得られている者であって、当該空き店舗に対する空き店舗改修事業が完了するまでの間に賃貸借契約を締結することが確約できるものをいう。

第3 申請者

申請者は、次の各号のいずれにも該当する個人、法人又は法人格のない団体とする。

- (1) 空き店舗の入居者又は入居予定者であること。
- (2) 令和6年度内に営業を開始しようとする者であること。
- (3) 営業開始から2年以上事業を継続しようとする者であること。
- (4) 許認可が必要な営業をしようとする場合、事業開始までに必要な許認可を取得することができる者であること。
- (5) 小売業、卸売業、飲食業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を除く。以下同じ。）を空き店舗において営業しようとする者であること。
- (6) 第6により、交付申請をした日以前に納期限が到来している市税を完納している者であること。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

第4 対象経費

- (1) 補助の対象となる経費は、第3に規定する申請者が行う内装工事その他市長の認める店舗改修事業（令和7年3月21日までに完了するものに限る。）に要する経費及び入居日が属する月分以後の家賃（共益費等家賃以外の費用を除く。）6か月分であって、国及び地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていないものとする。ただし、令和7年3月末日に至るまでの入居期間が6か月に満たない場合は、入居から令和7年3月までの月数分の家賃とする。
- (2) (1)にかかわらず申請者が、補助対象経費をクレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

第5 補助額及び限度額

補助対象経費	補助額及び限度額
店舗改修事業	2分の1以内の額（1,000円未満の端数切捨て） 限度額500,000円
家賃	6か月分（第4(1)ただし書に規定する場合にあっては、入居から令和7年3月までの月数分）の2分の1以内の額 （1,000円未満の端数切捨て） 限度額600,000円

第6 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
- ア 交付申請書（第1号様式）
 - イ 事業計画書（第1号様式別紙）
 - ウ 収支予算書（第2号様式）
 - エ 誓約書（第3号様式）
 - オ 賃貸借契約書の写し（賃貸に係る所有者の同意が分かる書面）
 - カ 住民票の写し（個人又は法人格のない団体の代表者に限る。）
 - キ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が法人又は法人格のない団体である場合に限る。）
 - ク 見積書の写し
 - ケ 改修する箇所の見取り図
 - コ 納税証明書（所在する市町村税に係る滞納がない旨の直近の証明書）
- (2) 提出期限 令和7年3月14日

(3) 申請の回数 空き店舗1軒当たり1回限りとする。

第7 交付決定通知

市長は、第6に規定する交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適正であると認めるときは、焼津さかなセンター新規出店支援事業費補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 施行場所の変更

(イ) 大幅な内容変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(4) 市長は、申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

ア 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。

イ 法令又はこの要綱に違反したとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不相当と認めるとき。

第9 変更承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（第4号様式）

イ 変更事業計画書（第1号様式別紙）

ウ 変更収支予算書（第2号様式）

エ 変更後の見積書

オ 変更後の改修する箇所の見取り図

第10 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（第5号様式）

イ 事業実績書（第1号様式別紙）

ウ 収支決算書（第2号様式）

エ 領収書等又はその写し

オ 改修の費用明細書（領収書等又はその写しに記載されている場合は不要）

カ 改修した箇所の写真

キ 入居後6か月分（6か月分に満たない場合はその月数分）の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）

(2) 提出期限

補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は令和7年4月11日のいずれか早い日まで

第11 現地確認

市長は、実績報告の提出を受けた後7日以内に、現地確認を行うものとする。

第12 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（第6号様式）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知を受領した日から起算して7日を経過した日まで

第13 概算払請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（第7号様式）

イ 資金状況調べ（第8号様式）

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金に適用する。